

広島市立中央図書館条例の一部改正について

下記の広島市立中央図書館条例の一部改正議案を平成 26 年第 1 回広島市議会定例会に提案している。

1 件名

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例

2 改正の要旨

中央図書館において図書館資料に係るカラー複写による写しの交付を行うため、その手数料を用紙 1 枚につき 20 円（用紙の両面を用いるときは、40 円）と定めようとするものである。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

《根拠法令》

地方自治法

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

新旧対照表（広島市立中央図書館条例）

現 行	改 正 案																											
第 1 条～第 4 条 （略） （手数料） 第 5 条 図書館資料 <u>の複写</u> _____の交付を受けようとする者は、その申請の際、 <u>用紙 1 枚につき 1 0 円（用紙の両面を用いるときは、 2 0 円）</u> の手数料を納付しなければならない。 2・3 （略） 第 6 条～第 1 1 条 （略） <table><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> _____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	第 1 条～第 4 条 （現行に同じ。） （手数料） 第 5 条 図書館資料 <u>を複写したもの</u> の交付を受けようとする者は、その申請の際、 <u>別表に定める額</u> _____ の手数料を納付しなければならない。 2・3 （現行に同じ。） 第 6 条～第 1 1 条 （現行に同じ。） <u>別表（第 5 条関係）</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>単位</u></th><th><u>手数料の額</u></th></tr><tr><td><u>カラー複写による写しの交付</u></td><td><u>用紙 1 枚につき</u></td><td><u>2 0 円（用紙の両面を用いるときは、 4 0 円）</u></td></tr><tr><td><u>その他の写しの交付</u></td><td><u>用紙 1 枚につき</u></td><td><u>1 0 円（用紙の両面を用いるときは、 2 0 円）</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>用紙の規格は、教育委員会規則で定める。</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>手数料の額</u>	<u>カラー複写による写しの交付</u>	<u>用紙 1 枚につき</u>	<u>2 0 円（用紙の両面を用いるときは、 4 0 円）</u>	<u>その他の写しの交付</u>	<u>用紙 1 枚につき</u>	<u>1 0 円（用紙の両面を用いるときは、 2 0 円）</u>
_____	_____	_____																										
_____	_____	_____																										
_____	_____	_____																										
_____	_____	_____																										
_____	_____	_____																										
_____	_____	_____																										
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>手数料の額</u>																										
<u>カラー複写による写しの交付</u>	<u>用紙 1 枚につき</u>	<u>2 0 円（用紙の両面を用いるときは、 4 0 円）</u>																										
<u>その他の写しの交付</u>	<u>用紙 1 枚につき</u>	<u>1 0 円（用紙の両面を用いるときは、 2 0 円）</u>																										